

W・M・ヴォーリズの商業学校教師時代

——二つの Agreement と教師解任事件を中心に——

奥村直彦

一、はじめに

二、「青年会英語教師」(Association Teachers)

(1) "Agreement of Association Teachers of English in Japan" (日本における青年会英語教師の協約)

(2) G・M・フィッシュヤーの手紙

三、滋賀県立商業学校

(1) 沿革と当時の状況

(2) 教育の特色と生徒の気風

四、商業学校英語教師としてのヴォーリス

(1) 先任外国人教師と Memorandum of Agreement (備入約定書)

(2) ヴォーリスの教師像

五、教師解任事件

(1) ヴォーリスの「Y・M・C・A運動」と近江の風土

(2) 生徒間の暴力事件と具議会をめぐる動き

(3) 解任事件の真相解明

六、おわりに

注

一、はじめに

本研究は、先に発表したヴォーリスの全体像に関する総論的な、いわば巨視的な立場からの二つの論稿をふまえ、年代別あるいは各論的な、いわば徹視的な分析を行おうとする、その第一回をなすものである。すなわち、その論稿にも指摘したように、ヴォーリスの業績は多方面に及び、それら個々の事象の探究から入ると「樹を見て森を見ない」ことになり兼ねないため、右のような方法をとるのが適当と判断し、その巨視的展望が一応できたところで、今度は年代別に、あるいは事項別に詳細な分析と推論、そして実証を積み重ねていきたいと考える訳である。

標題が示すように、本研究は、滋賀県立商業学校教師として在職した時代のヴォーリスを対象とし、その身分契約 (Agreement) 関係や教師像を明らかにすると共に、教師解任事件の真相を解明することを目的としている。したがって対象年代は一九〇五年 (明治三八) 一月から一九〇七年 (明治四〇) 三月までの約二年間に限られることになる。

一、青年会英語教師 (Association Teachers)

(1) Agreement of Association Teachers of English in Japan (日本における青年会英語教師の協約)

ヴォーリス (William Merrell Vorles, 1880—1964、つひのち帰化名・つひのち一柳米来留) が来日するに当って、Y・M・C・A が仲介の役を果たしたことは一般にも知られているが、それが具体的にどのような身分、あるいは条件によるものであったかという問題については、これまで必ずしも明らかではなかった。筆者は先の論稿において、彼の来日が「青年会英

語教師」のルートによるものであるとの推論を述べ、それが日本側の「三条件」を満たすものであり、ヴォーリス自身の来日の態様もまたそれら三条件に合致していることからその推論を証明しようとする試みたのであるが、今回発見した、日本 Y・M・C・A 同盟から「青年会英語教師」たちに宛てた名誉主事フィッシャー⁽⁵⁾ (Galen M. Fisher) の手紙と、そこに同封された「日本における青年会英語教師の協約」(Agreement of Association Teachers of English in Japan) を検証することによって、それが一層確実なものとなったのである。

ではその協約とはどのようなものであったのか、要約すれば左の如くである。(拙訳による)

「日本における青年会英語教師の協約」

(AGREEMENT OF ASSOCIATION TEACHERS OF ENGLISH IN JAPAN)

- (1) 私(訳者注。青年会英語教師を指す。以下同じ。)——は二年間またはそれ以上の期間勤めます。
- (2) 私は「日本国際委員会事務局」(The International Committee secretaries in Japan) (訳者注。以下、単に「委員会」という)——によって指定された任地へ赴くことを承知致します。
- (3) 私は「委員会」の承諾なしに自分の契約を更新または終結させること、あるいは他のポストへ移ることを考慮したり致しません。
- (4) 私は「委員会」の承諾なしに、一週間二五時間以上英語を教えたり、あるいは定期的に他の仕事を引受けたり致しません。
- (5) 私は「委員会」からの明白な理由に基づく要請があれば、二ヶ月の予告期間のもとにいつでも自分の職を辞任致します。ただし、もしその辞任要請が(日本)到着後十ヶ月以内である場合、辞任に伴う給料の損失分と船賃一二五ドルが「委員会」によって支払われることが条件です。

- (6) 私は、前記第(5)項のもの以外には、「委員会」に対していかなる財政的義務を負わせることも致しません。
- (7) 私は「助言委員会」(the Advisory Committee)の助言に基き「委員会」によって規定された青年会教師の指導要領(the minimum course of study)を遵守致します。そして最初の十四ヶ月間の服務の後、それに基いて試験を受けます。
- (8) 私は「委員会」に対し、一年全三学期の各学期毎に、自分の行った教育上、宗教上の仕事、方法、困難性、結果、計画したプログラム、などの項目にわたるレポートを提出致します。
- (9) 私は自分の持場の学生たちのために、最善を尽して、Y・M・C・Aや教会の業に協力致します。
- (10) 私は、やむを得ない事由で妨げられない限り、日本での「青年会英語教師」の年会に出席致します。
- (11) 誰でも「委員会」の決定に不満があるときは、「助言委員会」に訴えることができますが、そこでの多数決による決定が最終のものとなります。「助言委員会」は東京における指導的なミッションの代表で構成されます。即ちグリーン(D. C. Greene)、マッキム(Bishop John McKim)、マックネアー(T. M. MacNair)、ガイ(H. H. Guy)、ローチス(H. H. Coates)、チャップル(B. Chappell)、クレメント(Prof. E. W. Clement)、ミラー(R. S. Miller)の諸氏であります。この組織は「委員会」に対して種々の助言を行います。特に「青年会英語教師」に関することが主となります。
- (12) 私は「青年会教師災害基金」(The Teachers Contingency Fund)に全給料の〇・五パーセントを払込みます。この基金は「青年会教師」の事故とか長引いた病気など、予期しない必要に備えるものです。任期満了時、またはこの協約の終了時に、払い込まれた総額は、自分自身のために支払われた分と、他のすべてのために支払われた額のうち個人に鞍分された分とを差引いて本人に払い戻されます。「青年会教師」の利益になるような印刷物の費用はこの基金から支払われますが、その印刷物の発行が全「青年会教師」の三分の二の承諾を得た場合に限られます。この基金の会計係となる者は、日本で最低一年は勤務し、年会において「青年会教師」たちから選ばれた「教師」または主事であることが必要です。しかし最初の選挙まで

は、「委員会」の上級主事が会計係となります。

基金会計は会計検査を受け、年会で報告されます。

基金運営の細則は、年会に出席した「教師」たちの三分の二以上の投票によって決められます。

日本での全「教師」の過半数を以て定足数とします。

(13) 上記の協約は二年間、または、次の学校との契約がなされるまで拘束力を持ちます。

(2) G・M・フィッシャーの手紙

さてこの協約が同封されていたフィッシャーの手紙は、一九〇五年（明治三八）十二月一四日付であるが、文中には、この協約は何人かの「青年会教師」仲間たちに問い合わせた結果であり、諸君も注意深くこれを読み、もし欠陥があれば知らせてくれるように。また諸君がこれに署名してくれたら大へん嬉しいし、今後、もし志願者たちに対して、彼らが母国を離れる前に、このような協約にサインを求めることが出来るようになるれば、全「青年会教師」の運動の効率化に大きく貢献することになるだろう、といった意味のことを記している。これで見ると、当時、確定した「協約」はまだなかったと推察されるが、その大綱は他の文書によってすでに教師たちには諒解されていたと見るのが妥当であろう。例えば、この手紙には次のような文言が見られる。（拙訳による）

現在のところ、「災害基金」に送金してくれたのはわずか二人だけです。もし残りの方々がメンバーとして登録したいなら、給料の二分ノ一パーセントを送金して下さい。その日から会員としての機能が発揮できます。

このように彼等の間では、この「協約」の内容は目新しいものではなく、すでに行われていたことの確認か旧契約

の更改に類するものであったと思われる。そしてその仲立ちをした文書とは「協約」第十二項に言及されている。出版物、(the publications) すなわちフィッシュヤーの手紙では、雑誌、(a magazine) といわれているものごとであらうと推察される。要するに各地の「青年会教師」からの手紙や情報を本部に集め、それらを編集した「雑誌」を会員に配布することが行われていたのである。

もともとこの「青年会英語教師」は、一八八七年から九五年にかけて活動した「海外教師派遣委員会」(Foreign Education Committee) に端を発し、その呼びかけに応じて一八八七年(明治二〇) 来日したスイフト (John Trumbull Swift) の三名をもって先駆者とする。スイフトはその委員会の東京幹事として後続者の世話をすると共に、明治学院その他で英語を教えたが、のちに当初からの目的であったY・M・C・Aの事業に専心するに至った。そしてこの委員会は合計二五名の「教師」を送ったのち、その事業は北米Y・M・C・A国際委員会の海外事業部(Foreign Department) に引継がれた。「日本Y・M・C・A史」によれば、一九二二年(大正一)にその数は一一一名に達し、日本Y・M・C・A同盟名誉主事たちの指導の下に協議会などを開いて教育訓練が行われ、また“English Teachers's Magazine”を発行していたとされている。これが前述の雑誌、(a magazine) であることはほぼ間違いないところであらう。

一般にはこのように北米Y・M・C・Aの事業となつてから来日した教師たちを称して“Association Teachers”(青年会英語教師)と呼んだのであり、厳密に言えば、「海外派遣委員会」によるスイフトらの教師たちはこれとは区別されるべきであらう。

三、滋賀県々立商業学校

(1) 沿革と当時の状況

ヴォーリスが前記のような Y・M・C・A の仲介で来日したのは、一九〇五年（明治三八）一月二十九日（日）のことであった。⁽³⁾ 午後八時頃横浜に上陸し、東京 Y・M・C・A の依頼によるダーキング博士（Dr. Deakin）の宅に一泊。翌三〇日朝、汽車で東京へ向い、Y・M・C・A 同盟を訪ねて任地についての情報を得、その日から三日間は学校參觀を兼ねた東京見物に費した。そして二月一日の夜十時新橋発の汽車に乗り、翌二日の午後三時半頃ようやく近江八幡の地に降り立ったのである。

その日はこの地方特有の冷たい季節風の吹く寒い日であったが、田んぼの真中の寂しい田舎の駅に降りたヴォーリスは、彼の赴任する商業学校から来た英語科主任教諭雨田仲左衛門の出迎えを受け、徒歩で「一マイル」ほど離れた八幡の町へ向った。彼は学校に案内され、教頭山崎繁樹に職務規程のようなものを渡される。その夜は学校の用意した旅館へは泊らず、前任者ワード（John Richard Ward）の下宿に同宿させてもらって息をついたようである。

さてヴォーリスは大要右のような様子で八幡での第一歩を印したのであったが、彼が教師として働くことになった学校とは一体どのような所であったのか、以下しばらく探究してみたい。

「滋賀県々立商業学校」は、一八八五年（明治一八）十二月一日からの県会で最初、「滋賀県商業学校」として設立案が可決され、翌八六年（明治一九）三月九日、県令中井弘によって布達、同五月一日に生徒数一二三名を以て大津町（現大津市）字船頭町に開校した、全国で第十番目、県立としては最初の商業学校であった。⁽⁴⁾

滋賀県商業学校の設立については、まず籠手田安定県令の時代、一八八四年（明治一七）四月九日の県会において、甲賀郡選出議員林田騰九郎が約五千円の予算を以て「農商学校」設立の建議案を提出、三次に及ぶ「読会」で熱心に設立の必要を説いたが賛成多数を得ることができなかった経緯がある。その理由として「民力凋衰」「人民の困窮」等が挙げられ、予算の困難と相俟って時期尚早の意見が多数を占めたからであったが、たしかに明治一五年頃を境としてはじまった不景気のため、これらの反対は良識にかなったものではあった。一方林田ら推進派議員たちは「高尚ノ子弟入学所」である中学にくらべ「前垂レヲ以テ袴ニ更へ、犁鋤ヲ以テ洋杖ニ改ムル」実地実業に就く子弟を育成するの必要を熱心に説いたのであったが、出席四四名議員中賛成者は一八名に過ぎず涙を呑んだのである。

しかし翌一八八五年（明治一八）十二月二日に開かれた明治一九年度の県会教育費第一次会において、県当局提出による「商業学校」設立の予算案について議し、翌三日の第二次会で具体的な討議の結果、四三名中三六名の賛成を以て、三千八百八十七円二十銭の予算が可決された。この背後には、時代の進展のみならず、県令中井弘の商業の発展は産業の興隆に通じ、そのために商業教育を起そうとするすぐれた識見が大きな力となっていたことは否定できない。これにより、中井は全国最初の県立商業学校の創立者と称せられるに至ったと言えよう。（明治十、滋賀県会日誌、明治十同、「八幡商業五十五年史」による。）
七年度

だが当時は、「富国強兵」策の具体化として小学校の増強が急務とされ、商業教育を顧みる者は少なかったし、さらに商売は学校などで学ぶものではないといった気風が一般であったため、折角設立した商業学校も生徒の集まりが悪く、一時は廃校案さえ出る有様であった。¹⁰⁾ところが日清戦争後の産業資本主義興隆の波にのって生徒数も次第に増え、一九〇一年（明治三四）四月には蒲生郡八幡町宇津呂村（現近江八幡市）に移転、さらに一九〇八年（明治四一）には校名を「滋賀県立八幡商業学校」と改め、「天下の八商」として全国に知られた。戦後は学制改革による変遷を経て「滋賀県立八幡商業高等学校」となり現在に至っている。

さてヴォーリスが英語教師として着任して来た一九〇五年（明治三八）当時の校長は安場楨次郎であった。¹¹⁾安場は

大阪府出身、明治四年二月十日生れであるから、その頃は若冠三十四〜五才の校長であったが、写真で見ると彼の風貌は鼻下に美髭を備えた上品な中年紳士のそれであり、これは明治の人間にとつては、格別怪しむに足りないことである。安場は下関商業学校教諭から、明治三六年二月二十七日に当校々長として着任、同三年六月一八日付で退任して市立長崎商業学校長に転じるまで、ほぼ三年四ヶ月にわたって在任した。彼は校内の講演会にY・M・C・A主事を依頼するなど、一般的に見てキリスト教に理解を持ち、そのような校長の下でヴォーリズもきわめて伸びのびと働くことができたようであるが、それは次に述べる後任の伊香賀矢六校長との対比の中で明らかにすることである。伊香賀矢六は山口県出身、明治二年十二月六日生れ、安場より二才年長であるから、当時三七〜八才であったが、やはり髭を生やした峻厳な古武士的な印象の写眞が遺されている。伊香賀は大阪高等商業学校教諭であったが、明治三年六月一八日校長として着任。以後、同四五年三月二八日に至る五年九ヶ月間の長きにわたって在任し、同校の発展にかなり貢献した人物であったと考えられる。彼は退任と共に朝鮮の釜山公立商業専修学校校長に転じた。

先述のように、当時全国でも旧制中等学校、特に商業学校の数も未だ少ない中で、近江商人の本拠地にある、県立の商業学校として、この学校の評判は高く、全国各地から来たり学ぶ者が多かった。同校が八幡に移転した一九〇一年（明治三四）四月の統計によれば、¹⁴在學生三二〇人（定員三〇〇名）中、県内出身者が一七四人（五四・四〇）他府県は一四六人（四五・六〇）であった。その内訳は福井三四人、兵庫二一人、愛知一七人、京都一六人等となっており、東京、神奈川、大阪から関東、中部、中国、九州地方に至る三府二十余県から生徒が来ていたことが判り、その名声を窺知することができよう。その反面、県外出身者には途中で退学する者も多かったと見えて、四〜五年後の卒業生の出身地を見ると、¹⁵明治三八年卒業生は合計五七名であり、うち県内出身者三八名（六六・七〇）兵庫、京都、福井

等他府県者一九名(三三・三%)となっており、同三九年度生になると卒業生三五名中県内三一一名(八八・六%)、県外四名(一一・四%)となっていて、県外出身者の比率が年々低くなっていることが読みとれる。

なお学校予算の規模は、学校側資料によれば明治三九年度において一七、八二二円、翌四〇年度は一七、七八〇円であるが、¹⁷⁾ 県側の資料によれば明治三九年度予算額は一七、九〇〇・六七二円、四〇年度は一七、八八九・六九〇円(対前年比一〇・九八二円の減)となっている。四〇年度予算のうち、俸給が約一三、四〇〇円で七五%を占め、校長給年俸一、三〇〇円、教員一七名で一、五八〇円(一人平均月給四五円)となっているが、外国人教師は月給二〇〇円で校長の一、八五倍、教員の四、五倍という驚くべき高給であり、これについては後に述べることにする。

(2) 教育の特色と生徒の気風

つぎに当時の滋賀県々立商業学校の教育の特色として考えられるものは次の三点である。

(一) 行商による実地教育

明治十七年一月十日、文部省達第一号による「商業学校通則」第二条には「商業学校……第一種ハ主トシテ躬ヲ善ク、商業ヲ営ムベキ者ヲ養成スル為……」(傍点筆者。以下同じ)とあり、¹⁸⁾ 創立時の明治十九年三月九日に発布された「滋賀県商業学校規則」第一条には「当校ハ商業学校通則第一種ニ基キ躬ヲ善ク、商業ヲ営ムベキモノヲ養成スル所トス」と定めている。¹⁹⁾ これが明治三十二年文部省令第七号「商業学校規程」になると、商業学校は甲乙二種に分けられ、明治三十七年三月二十六日付で「滋賀県々立商業学校学則」を改正、その第一条には「本校ハ商業学校規程甲種ノ程度ニ抛リ商業ニ関スル必須ノ教育ヲ施ス所トス」と定められている。²⁰⁾

これらの法的根拠に基く教育目的を充足するべく設けられた「行商」による実地教育の背景には、近江商人の伝統

を継承し、冒険心を育成すると共に、金銭の価値を実感せしめる意図があった。この行商は夏休み等を利用し、八幡の近在から県下各地、さらに他府県、東京にも出かけて教育効果をあげ、成功を収めている。

(一) 鮮満旅行と「海外雄飛」

前節に述べた「実地教育」の延長線上には、中国での行商等も計画実現されたが、その背景には、同校創立以来の、一貫した「海外雄飛」への志向がある。

もともと商業交易は世界を対象とするものであり、商業学校生徒に壮大な気宇を持たせることは望ましいことではあったが、同校も当初より「貿易の振興と海外発展」を標榜し、明治四三年十月、伊香賀校長以下十数名が初めて海外修学旅行に参加して以来、大正十年度まで毎年欠かすことなく、これを実施して「海外雄飛」の気運醸成につとめた。

したがって卒業生で海外で活躍する者も多く、昭和十六年の統計によると、外地（朝鮮、台湾、樺太）八一、中国・満州一八八、印度九、南洋一〇、アメリカ一七、計三〇五（一一％）となっている。²¹

(二) 清語（中国語）教育

商業学校の学科目に支那語（中国語）を置くことは、先述の「商業学校通則」第四、十一条に明記されているが、明治四十一年三月、県令第二十四号を以て、同校に補習科と共に清語科を設けることが定められた。²²これは日清戦争後から意図されていたものであるが、日露戦争以後、満州や中国に対する一般の関心の急速な増大に応じて、ようやく予算化され、決定を見たものであろう。

一方、当時の生徒の気風について見てみよう。卒業生の回想によると「概して武骨で、弱々しいハイカラは排撃す²³

る、といった様な具合であった。」し、「又、卒業生の三分ノ一位迄は渡米を希望し、彼地にて苦学して将来、大いに成功せんとする意気の者が多かった。」その反面、先述の通り、当初は他府県からの入学生が多かったこともあって、不純分子も相当に流れ込み「一種殺伐たる氣風」が醸成されていたことも否めない。したがって、いわゆる鉄拳制裁や寄宿舎のストーム、教員排斥運動なども時々行われていた。しかし生徒たちは全般に、自分たちの学校は全国有数の商業学校であるとの「自尊心と誇りとを持って刻苦精勵大いに勉学にいそしんだ。」のである。他方、学校側の見解はやゝ異っている。すなわち「本校諸規則及び統計並に図表」(昭和一六年三月滋賀県立八幡商業学校発行)所収の「本校教育の概況」の中には「地方民性ト本校生徒ノ特性」として次の如く記されている。

本校ハ所謂近江商人発祥ノ一中心地ニ位シテキル、而シテ地方民性ニ於テ今尚近江商人氣質ガ嚴存シテキルコトガ認めラレ
ル、即チ

- 1、勤儉ノ美風ニ富ミ職ニ忠実ナルコト
 - 2、伶俐機敏ニシテ忍耐力アリ
 - 3、打算的ニシテ誠意ニ乏シク團結心薄シ
 - 4、保守的傳統的ニシテ事大思想ニ強シ
- 生徒ノ大多数亦上記ノ如キ家庭ニ生ヒ立テルヲ以テソノ氣風ニ染ミ、一般ニ伶俐、ニシテ儉素、商人的素質ニ恵マル、ト雖モ、一方打算的ニシテ言動ニ表裏アルモ免レズ。(傍点筆者)

これは中々手酷しい観察であるが、当時から見て三十年以上も後のことであり、特に戦時色濃厚な、商人蔑視の偏見が根強かつた軍国主義時代のものであるから、ヴォーリズ在任の頃と同日に談ずることはできない。ただ少くとも、学校側が日頃の観察から導き出した見解として無視し去ることのできない要素を含んでいると言えよう。

四、商業学校英語教師としてのヴォーリズ

(1) 先任外国人教師と Memorandum of Agreement (備入約定書)

前章で述べた通り、開明的な中井弘知事により全国に先駆けて県立として設立された「滋賀県商業学校」は、創立の当初から英語教育に力を入れ、卒業生たちにも海外発展を志す者が多かった。その気風に大きく貢献したのが外国人教師の存在ではなかったかと推察されるが、(別表1)に示す通り、明治二十年以来絶えることなく外国人教師を備へ続けた中等学校は、'当時も県下にはなかったと言つてよい。はじめ滋賀県々立第一中学校と称した滋賀県立彦根中

(別表1) 滋賀県立八幡商業学校職員(外人教師) 就任年限表(昭和15年9月15日調)

職名	氏名	出身	生年月日	就任	退職	期間	備考
1 英語科 歴教師	ジョージ・ジョン・ペニー W. George J. Penney	英	1848. 4	M20. 4. 1	M24. 2. 23	3年10月	1年毎に履修更改 小野浜海軍造船所雇
2 "	エリザベス・ハテール・ シエノペード	英		M24. 4. 27	M28. 8. 31	4. 4	
3 "	イー・ヒー・ランバート	英		M28. 9. 30			M30. 10. 27 死去
4 "	チャソネリー・マース・ ケデー	米		M30. 11. 26	M31. 2. 8	. 3	
5 "	ゼー・ダカリソグ	米		M31. 2. 8	M32. 4. 11	1. 2	

6	”	デー・グライチャード・ スズーチャー	米		M32. 6. 16	M33. 3. 31	. 9		江田島海軍兵学校へ転任。 1901. 12. 9. 八幡英学会に 関係。
⑦	”	ジェイムス・フランクソン・ア ボット(B. A.)	米		M33. 4. 9	M35. 4. 19	2. 0		
8	”	ハピラント	英		M35. 4. 19	M35. 6. 22	. 2		
⑨	”	ウイリアム・デーウイソール ート(B. A.) W. Darwin Root	米	1874. 11. 13	M35. 6. 15	M36. 8. 31	1. 2		宿本を入信に導く。東京 でヴォーリスの世話をす る。
10	”	ジェームズ・パーシー・グ ラント	米	1876. 1. 26	M36. 9. 1	M37. 5. 11	. 8		
⑩	”	ジョン・リチャード・ワード John Richard Ward	英	1872. 3. 29	M37. 5. 15	M38. 2. 3	. 9		
⑫	”	ウイリアム・マーレル・ヴォ ーリス W. Merrell Vories	米	1880. 10. 28	M38. 2. 4	M40. 3. 31	2. 1		
13	”	H. O. エルキントン	英	1879. 2. 11	M40. 4. 1	M41. 3. 31	1. 0		M41. 12 草津小学校へ
14	”	チャールズ・H. B. フレー ラー	英		M41. 4. 1	M41. 12. 15	. 8		M41. 12. 15 横浜で死去
15	”	R. L. ローピア	米		T 8. 6. 3	T14. 3. 31	5. 9		
16	”	ウイリアム・E・エツケル			T14. 12. 1				

※ 上記「職員就任年限表」より外人教師を抜き出して作成、番号を○で囲んだ者はヴォーリス及びその関係者である。備考も若干付け加えた。

学校（現・滋賀県立彦根東高等学校）でも、明治二〇年以降四〇年までの約二〇年間に在職した外人教師は、商業学校と兼任したワーリズや前任者ワードらを含めても、ようやく七人を数えるに過ぎない。⁽²⁸⁾

さて滋賀県商業学校では、英人ジョン・ペンニー (W. George J. Penney) を備入れるため、明治二十年三月八日、校長上野昌次の名で「外国人備入之儀ニ付伺」を「約定書」と共に中井弘知事ニ提出、同三十日付で「書面伺之通」と許可されている。⁽²⁹⁾しかしそれに先たち、上野校長から再び左のような給料についての伺書が提出され、同じく三十日付で許可が下りている。⁽³⁰⁾

甲第十三号

外国教師雇入之儀ニ付伺

来二十年度本校雇外国人給料之儀金壹千貳百円（月俸金百円）ト被相定候ニ付爾来種々遂詮索候処右予算額ニテハ到底適当ノ教師無之就テハ神戸居留地第九十一番館在留英国人ジョージ・ジョン・ペンニー (W. George J. Penney) ナルモノ現時小野浜海軍造船所雇ニシテ本月十七日満期解約ノ趣ニ付月俸金百貳拾五円及ビ其住居トシテ家屋一ヶ所（借家賃壹ヶ月金拾円以内）ヲ支給シ来ル四月ヨリ招雇任リ可然哉尤モ右御認可之上ハ約定書案及ビ流用費目等取調更ニ可仰御指揮候得共不取敢此段相伺候也
明治二十年三月十五日

滋賀県商業学校長 上野昌次

滋賀県知事 中井弘殿

（右奥書）

書面伺之通

但不足ノ金員ハ教員月給ヨリ金参百円宮繕費ヨリ金百弍拾円ヲ流用スヘシ
明治二十年三月三十日

滋賀県知事 中井弘代理

滋賀県書記官 園田安賢 圖

これにより、当時の外国人教師の待遇の状況とその理由が窺われる訳であるが、このような予算の流用という無理を押しつまで外人教師を雇入れようとした学校側の動きの背景には、当時のわが国の、文化的遅れを取戻そうとする熱意が感じられる。

ではペンニーとの間の約定書とはどのような内容のものであったのか。左にそれを掲げる。^(註)

約 定 書 (一部現代文字に修正)

滋賀県商業学校校長上野昌次ハ滋賀県商業学校ノ教師トシテ神戸在留英国人ジョージ・ジョン・ペンニーヲ傭入ル、ニ付双方ノ間ニ
結約スル条々左ノ如シ

第一条 滋賀県商業学校校長上野昌次ハジョージ・ジョン・ペンニーヲ滋賀県商業学校ノ教師トシテ第二条ニ明記スル期限内傭入
レ第三条ニ明記スル報酬ヲ給与スベシ

第二条 ジョージ・ジョン・ペンニーヲ傭入レノ期限ハ明治二十年四月一日ヨリ明治二十一年三月三十一日迄満一箇年間トス
第三条 ジョージ・ジョン・ペンニーヲ傭入レ中給料ハ一箇月日本紙幣金百弍拾五円ト定メ毎月二十六日之ヲ滋賀県商業学校ニ
於テ相渡スベシ且ツジョージ・ジョン・ペンニーノ住居トシテ相当ノ家屋一箇所ヲ学校最寄ノ地ニ於テ供給スベシ

第四条 ジョージ・ジョン・ペンニーハ傭入レ期限内滋賀県商業学校ノ諸規則及ビ校長ノ指揮ニ随ヒ例規若シクハ特ニ校長ヨリ
指定スル休業日ヲ除クノ外毎日五時間以内生徒ノ教導ニ勉勵スベシ

第五条 ジョージ・ジョン・ペンニー若シ病ニ罹リ其職務ヲ執ル能ハサルトキハ仮令一日タリトモ医師ノ診断書ヲ添ヘテ其旨ヲ
校長ニ報告スベシ若シ一週間以上ニ及ブトキハ一週間毎ニ同様ノ手続ヲ為スベシ

第六条 ジョージ・ジョン・ペンニー若シ病ノ為メ十五日以上其職務ヲ執ル能ハサルトキハ其第十六日ヨリ十五日間ハ給料半額ヲ相渡スベシ若シ三十日ヲ経テ尙癒ヘサルトキハジョージ・ジョン・ペンニーノ自費ヲ以テ相当ノ代人ヲ出スニ非ラザレバ給料ヲ相渡サズ若シ二箇月ヲ経テ尙癒ヘザルトキハ校長ハ何時ニテモ此ノ約定ヲ解ク事ヲ得ヘシ

第七条 期限内若シ一方ノ都合ニヨリ此約定ヲ解カント欲スルトキハ遅クモ二箇月前ニ其旨ヲ他ノ一方ニ通知スベシ而シテ若シ学校ノ都合ニヨリ校長ヨリ解約ヲ望ムトキハ其解約ノ翌日ヨリ起算シ後三箇月分ノ給料ヲジョージ・ジョン・ペンニーニ相渡スベシ若シ満期三箇月以内ニ在ルトキハ期限迄ノ分ヲ相渡スベシ若シ又ジョージ・ジョン・ペンニーヨリ解約ヲ望ムトキハ其解約ノ翌日ヨリ給料ヲ相渡サザルベシ

第八条 ジョージ・ジョン・ペンニー滋賀県商業学校ノ規則ニ背キ或ハ校長ノ指揮ニ背キ或ハ怠惰或ハ品行不正ニシテ其職ニ協ハサルトキハ校長ハ何時ニテモ此約定ヲ解ク事ヲ得ベシ此場合ニ於テハ此解約ノ翌日ヨリ給料ヲ相渡サザルベシ

第九条 ジョージ・ジョン・ペンニー満期解約ノトキハ勿論第六条、第七条、第八条其他何事ノ事故アリテ此約定ヲ解ク事アルモ埒国旅費ハ支給セザルベシ

第十条 第三条ニヨリジョージ・ジョン・ペンニーノ住居ニ供スル家屋ニ関シテハ別ニ校長ヨリ指示スル所ノ條款ヲ遵守スベシ

第十一条 ジョージ・ジョン・ペンニー満期解約ノトキハ勿論第六条、第七条、第八条其他何等ノ事故ニヨルモ此約定ヲ解キタルトキハ第三条ノ家屋ハ其解約ノ翌日ヨリ三日間ニ明渡スベシ若シ然ラザルトキハ其第四日目ヨリ相当ノ借家賃ヲ徴スベシ

第十二条 校長上野昌次ハジョージ・ジョン・ペンニーヲ此約定満期後尙ホ滋賀県商業学校ノ教師トシテ備継ヲ為サント欲スルトキハ遅クモ二箇月前其旨ヲ通知シ双方協議ノ上更ニ約定ヲ取結ブベシ

右条々之如ク合議結約シタルニ付互ニ之ヲ遵守スベキ証トシテ本書式通ヲ各自記名捺印ノ上双方ニ交換シ置く者也

明治二十年三月

滋賀県商業学校長 上野 昌次
英 国 人 ジョージ・ジョン・ペンニー

次に最近発見したヴォーリズの第二年目の場合の「約定書」(英文)を見ることにする。⁽³²⁾(拙訳による)

「約定のメモランダム」(Memorandum of Agreement)

第一条 滋賀県々立商業学校校長安場楨次郎はW・M・ヴォーリズを、英語講師として第二条に明記する期間中、第三条に明記する

給与を以て雇入れるものとする。

第二条 前記ヴォーリズの雇用期間は明治三十九年四月一日より明治四十年三月三十一日までの十二(12)ヶ月間とする。

第三条 前記ヴォーリズの雇用期間中の給料は一ヶ月金二百円也とし、毎月二日、本校において日本紙幣で支払うものとする。

(もし二日が休日のときは次の日とする)

第四条 雇用期間中、W・M・ヴォーリズは本校のすべての規則や校長の指示に従うものとする。ヴォーリズは一週に付二十時間以上教えること、または定められた休日、あるいは校長の定める休日に教えることは要求されない。

第五条 W・M・ヴォーリズが病氣その他の理由により職務を果せないときは、校長にその旨を報告しなければならぬ。病氣が一週間以上に及ぶときは校医の診断書を要する。もし病氣が長引く場合は一週間毎にその旨報告する。

第六条 W・M・ヴォーリズが病氣その他の事由で一五日以上職務を果せないときは、以後の一五日間に対し給料の半額を支給する。そして当初より三十日を経てなお回復し得ないときは、本人の負担による代務者を出さない限り給料は支払われない。もし当初より二ヶ月を経過しても、なお回復し得ないときは、この契約はいつにても解約する。

第七条 もし当事者どちらかの都合でこの契約を期間内に解約しようとするときには、少くとも一ヶ月前に通知しなければならぬ。学校の都合によりW・M・ヴォーリズの勤務の継続を望まないときは、解約から二ヶ月分の給料を支払うものとする。

もしそれが期間満了前の二ヶ月以内に行われたときは、期間満了時までの給料を支払う、W・M・ヴォーリズが解約を望むときは、その日以降の給料は支払われない。

第八条 W・M・ヴォーリズが学校の規則を破り、あるいは校長の指示に従わず、もしくは病氣または不行跡(profligacy)により職務を果し得ない場合、いつにても契約は解除される。その場合、解約日以降の給料は支払われない。

第九条 この契約が終了したときまたは上記いずれかの事態、事由によって解約されたとき、W・M・ヴォーリズは第三、六、七のいずれかの条項を除いて、何の申入れをする権利も有さない。

第十条 W・M・ヴォーリズは校長の同意なしには、雇用期間中、同時にいかなる私的な学校も設立したり、他の仕事も持たないものとする。

第十一条 校長は契約満了時においてW・M・ヴォーリズの職務継続を望む場合は、少くとも一ヶ月以前にその旨通告し、両者で協議の上、新たな契約を締結するものとする。

第十二条 滋賀県々立商業学校長安場禎次郎が辞任したときは、後任者がこの契約を守る (carry out) ものとする。
この契約を証するため、

当時者各々は明治三十九年四月一日日本書二通に署名し、各々一通を保持するものとする。

Wm. 安 場 禎 次 郎 自 署
・ メレル ・ ヴォーリス 自 署

これをペンニーの約定と比較してみると、大綱においては同じであるが、ヴォーリスの場合では住居の保証を与えていないこと、授業時数が一週二〇時間以内となつてゐること、病気の場合の条件が緩和されたこと、などがペンニーのときと相違している点である。これはペンニー以来、十人の外人教師たちとの間の契約を経験する中で、学校側が約定に修正を施し、漸次内容を改めて来たことによるものと思われる。

後に述べるようにこの「約定」がヴォーリスの解任に當つて大きな力を發揮することになつたのである。

(2) 教師としてのヴォーリス

では、教師としてのヴォーリスはどのようなものであつたのであろうか。まず彼の在任当時の滋賀県々立商業学校の学科課程表⁽⁸⁸⁾を見ると別表(2)の通りである。このうち特に英語についてみると、予科に於てまず英語の綴字、読方、訳解、習字、が七時間(一週総時間数三〇時間)配当されており、本科一年から書取、文法が加わり、二年で会話、三年で作文が加わつてゐる。時間数は各教科合計一週三三時間中、英語は一〇三年は八、四年は九時間となつてゐて、かなり力を入れていることが認められる。ヴォーリスが教えた課目について考えてみると、一九〇五年(明治三八)度の出席簿兼教務手帳⁽⁹⁴⁾が現存し、一〇四年にわたつて読方(Reading)と会話(Conversation)が主で、書取(Dictation)作文(Writing)などを混えて教えていたことが判明する。当該手帳には発音につらつて“Difficulties”とするメモが

(別表2) 滋賀県立商業学校学科課程表 (明治三十七年三月二十六日改正)

学 科	修 身	読 書	予 科			
			第一学年	第二学年	第三学年	第四学年
学 科	修 身	読 書	三 漢 国 語	二 漢 文	一 同	一 同
学 科	修 身	読 書	一 人 倫 道 徳 ノ 要 旨	一 同	一 同	一 同
学 科	修 身	読 書	五 漢 字 交 り 文	五 漢 字 交 り 文	一 同	一 同
学 科	修 身	読 書	一 楷 書	一 楷 書	一 同	一 同
学 科	修 身	読 書	一 記 事 文 、 往 復 文	一 記 事 文 、 往 復 文	一 同	一 同
学 科	修 身	読 書	五 算 術 、 珠 算 、 暗 算	五 算 術 、 珠 算 、 暗 算	一 同	一 同
学 科	修 身	読 書	二 普 通 地 理	二 普 通 地 理	一 同	一 同
学 科	修 身	読 書	二 普 通 歴 史	二 普 通 歴 史	一 同	一 同
学 科	修 身	読 書	一 自 在 画	一 自 在 画	一 同	一 同
学 科	修 身	読 書	七 綴 字 、 読 方 、 訳 解 、 習 字	七 綴 字 、 読 方 、 訳 解 、 習 字	一 同	一 同
学 科	修 身	読 書	三 普 通 体 操 、 兵 式 体 操	三 普 通 体 操 、 兵 式 体 操	一 同	一 同
学 科	修 身	読 書	三〇			

計	體操	英語	商業實踐	商事要項	商品	法律	統計	經濟	簿記	図面	理科	歴史	地理	数学	作文	習字
三三三	三兵式体操	八讀方、訳解、習字、文法書	二商業通論						二簿記学ノ原理	二用器在画	二動物鉅物学		二日本商業地理	四珠算、暗算数	一通往記	三行楷
三三三	三同上	八同上、会話	三銀行、海運、鉄道		一本邦法制ノ大意				三商業簿記		三化学		二外国商業地理	四珠算、暗算何	一報告文、証券文	二細草
三三三	三同上	八作読文方、会話解	四保険、倉庫、税関、外国貿易		三民法学大通意論		三銀貨經濟行幣論	三英会銀行簿記	五簿記					四珠算、暗算術	一訴訟文、契約文	
三三三	三同上	九同上	六商業實踐		三内外重要商品	三商法	一統計学ノ原理	四財政治易替論				三商業史				

ある *finals, Shipping vs Sleeping, on farm vs harm* が挙げられている。

ヴォーリズは毎学期毎に四〜五回ずつ、授業中つけたと思われる9、8、9等といった点数をその手帳に控えており、期末の登録点数には読方、会話など項目別に90、97、86、といった素点を記入しているが、全般的に点のつけ方が奨励的であることは否めない。例えば一クラス約二三〜五から三〇人前後（二年生のみは四一〜三人）の中で殆どが80、90点台であり、70点台は二〜三人のみといった具合である。同校の英語科教師は、当時四名を数えた。主任の雨田仲左衛門、舎監心得から教諭となった吉崎健太郎、助教諭宮本文次郎、そして雇教師ウィリアム・メレル・ヴォーリズであったが、宮本は和歌山県出身、同校卒業生で特に英語にすぐれていたため学校に残され、教えていた。おそらく教職員中唯一のクリスチャンで、ヴォーリズの来幡早々下宿を訪ねて自分がキリスト教徒であると伝え、彼を喜ばせたというその人である。翌年、ヴォーリズの紹介で彼の母校コロラド大学に留学、のちに近江ミッシェンで働いた。ヴォーリズは宮本との出会いは、折りの聴かれたあかしであるとして、著作の中に幾度となく紹介している。⁽⁸⁵⁾

ヴォーリズの授業方法は、単なる講義法ではなく、例えば本国から持参した写真機を教室に持込んで生徒たちを撮影し、写真機について話題にするといった実物教育、即物教育によって英語を学ばせた。また生徒たちを向い合わせ二組に分け、単語の綴り競争 (*spelling match*) を試みるなどの工夫をこらした。⁽⁸⁶⁾

放課後には教師たちからの誘いを断って、むしろ生徒たちとのテニスを楽しみ、休日にはハイキングに行き、琵琶湖上のボート競技にコックスをつとめて勝利に導いたりもした。⁽⁸⁷⁾ また彼の真の来日目的ともいうべきキリスト教伝道のため下宿で開いたバイブルクラスに於ても、ドミノ (*Dominos*)、フリンチ (*Finch*) 等アメリカの遊びを教え、せんべいをかじりながらトランプに興ずるなど、まず交りを通して生徒たちの心を開いてから順次教化していく方法を

とつたのである。これらは彼が育てられたYMCAの生活態度であり、何の健全な娯楽もなかった当時の八幡の町の生徒たちにとっては、どんなに新鮮な喜びであったことか、容易に想像されるところである。このようにヴォーリズは生徒たちを常に一個の人格を備えた個人、として考えそのように接していたのである。⁽³⁸⁾

カーゼルマン (Christian Caselmann) によれば⁽³⁹⁾、教師のタイプには、大きく分けて「学問志向型」と「子供志向型」とがあるが、ヴォーリズは明らかに後者のタイプであり、教師としての態度についても「権威的」ではなく、「同朋的」であったことは先刻述べた通りである。つまり生徒個々人の気持に分け入り自ら課題を発見させる指導法をとる教師であつて、当時の日本の教育には余り見られないことであつた。また教師としての素質は明らかに直観的、芸術的であると共に、実践的でもあつた。ただこれらの類型や素質の根底にあつて忘れてならないのは、彼の生い立ちとその人格形成に決定的な感化を与えていたピューリタニズムの影響のことである。彼の教師像の根底に神への信仰に基づくキリスト教世界観と、ピュアな生活への理想、そして生ける神への信頼があつたことを見落とすことはできない。

こうして教師としてのヴォーリズは、生徒たちから親しまれ、彼らによい感化を及ぼしたが⁽⁴⁰⁾、次章に記す通り、そのキリスト教伝道への一途な熱意が仇となり、様々なトラブルに巻き込まれて遂には教師解任に追い込まれるに至つたのである。

五、教師解任事件

(1) ヴォーリズの「Y・M・C・A 運動」と近江の風土

一九〇七年(明治四〇)三月、ヴォーリズは来日後わずか二年余りで教師の職を失った。それは如何なる経緯によるものであったのか、その真実を解明してみたい。

そもそもヴォーリズの来日の目的が、教師になることではなく、神の召命に依って信徒伝道者としてキリストをあかしすることにあつたことは明らかである。しかも単に言葉で宣教するのではなく、生活を通してそれを示す(demonstrate)ことを理想とし、実践したことが生徒たちに感化を与えたのである。彼は一九〇六年(明治三九)、病氣のため一時帰国、郷里コロラド州で静養している間に各地の教会などで日本での働きをアピールして多くの篤志家を獲得したが、九月下旬に八幡へ帰った後、それらの人々に手紙の代りに近況を知らせる通信を送っている。それによると、ヴォーリズは生徒のみならず、これら母国の友人たちを含めて「われら」(we)と呼び、自らの展開しつつあるY・M・C・Aを基礎とする近江での伝道事業は「われら」の仕事であり、したがって仲間に対し毎月報告を送ることを申出ている。⁽⁴¹⁾そしてこの事業が近江地方に拡がれば多額の予算を要することになるが、目下計画中の青年会館の建設に寄付をくれた人々はすでに個人百人、団体一二を超えており、その背後の人たちを考えれば、これらの人々の献金によって「われら」の財政問題は解決できるとし、やがて近江の地方一杯に枝を広げる大樹となるべき「一粒のからし種」(Mustard Seed)を植えるこの働きを助けてほしいと訴えている。⁽⁴²⁾こゝにはすでに、彼の「神の国」のヴィジョンが芽生えているのを見ることができ、もし彼が教師を解任されなくても、いずれ何らかの形で近江に「神の国」をつくろうとする働きがなされたであろうと考えることは不自然ではない。

こゝでしばらく近江と八幡の風土について考察しておく必要がある。

古来、近江の地は日本の通路としての位置にあり、政治や軍事、経済や文化の交流、つまりあらゆる人間がこの地を通り、また通過しなければならなかったと言つてよい。したがつてここに住む近江人たちは、東西南北のあらゆる情報を知る機会に恵まれ、それによつて去就を決する合理的な習性が身についたと言われている。⁴³これが近世になつて「近江商人」の形成に結びつくと言つても過言でないが、一方、地についての勤勉、儉素、正直といった生活態度の長年の積み重ねによつてしか得られない信用を重んじる精神がなければ、あのような成功をかちとることはできなかったであろう。さらにその背景には神仏儒に祈る信仰心と「天」を怖れる倫理性があつたことも忘れてはならない。⁴⁴これら一連のエートスはまさしく「プロテスタンティズム」、特にピューリタニズムのそれと共通するものであつたと言えよう。また近江の地は、通路としての重要性に鑑み、軍事上の見地から、江戸時代には大小二百余の所領に分割されており、中央に位する琵琶湖が東西の交通を妨げていることと相俟つて、一つにまとまりにくい県民性を育て、来たとも考えられる。さらに比叡山の天台勢力と、真宗門徒のつくり出した三千余といわれる仏教寺院の存在が、近江人の思想の形成や行動の様式に与えた影響は計り知れないものがある。

こうした近江の風土の中心にある八幡の町は、豊臣秀次が八幡に築城してわずか五年後の天正十八年（一五九〇）に尾張へ転封、さらに後を襲つた京極高次も文禄四年（一五九五）、やはり入城五年後に大津へ移封されて町民は主を失い、いわゆる城下町の気風は次第に失われた。江戸時代は主として天領や朽木領等となり、選ばれた惣年寄が代官の下で町政を執りしきる町人の町となつた。⁴⁵近江商人たちも、八幡に本宅を構えたが、店舗は江戸や大阪に置かれていたので、いわば留守宅であり、町全体の活気も失われた。

一九〇一年（明治三四）、滋賀県々立商業学校が大津から移転して来た当時の八幡の町も、関係者の証言によれば、

かなりの田舎町であり、生徒をはじめ一同の失望は大きかったようである。一、二の例を挙げれば、⁽⁴⁶⁾

忠田兵造氏（十九回）……正直な処を申せば大津と八幡とその都会的情緒に於て、その人口数に於て、町の明るさと美しさに於て、お話にならない程の差を持って居る事は云ふまでもないのですから、いくら生れ故郷だと云って大津と八幡とどちらが良いかと問はれたら、無論大津の肩を持たなければならぬ。従つて私以外の同級諸君は恐らく大津から八幡へ転じた暫くは、こんな田舎に暮せるものかと、十人が十人ながら考へられた事だと思ひます。（以下略）

伊藤忠兵衛氏（二十一回）……はつきり云へば、明治三十四年四月何日に吾々は柳行季と共に下り立った八幡駅頭からして、享ける感じは曠野としてより眼には映らなかつた。（中略）……確に三十四年には八幡には牛肉のすき鍋屋がなかつたし、万一そんな風な鳥屋の暖簾でもくぐらうものなら、アノ書生さんは三日目には八幡中知れわたるほど土地の狭い陰気な気分であつた。（中略）書生の取扱に不馴れなのは尤もであるが、内面的文化に富みて家格的に郷土的に衿持の可なり高く、而も表面はすこぶる隠かな開放的でない八幡の町そのものが、元氣旺りの書生さんとシツクリ行かう筈がない。何かに接觸面が荒い。（以下略）

（傍点筆者）

右の記録中、特に牛肉のすき鍋屋についての感想などは、漱石の「坊ちゃん」における松山を連想させるものがあるが、当時の地方の町には共通したものがあつたようである。このような所に、大津どころか遙かアメリカから来任したヴォーリズの受けたカルチャーショックと寂しさは「失敗者の自叙伝」に鮮かに叙述されている。また彼は、横浜上陸の翌日、指示を受けるために早速訪ねた東京Y・M・C・A本部において、任地の近江について次のような話を聞かされて意気消沈したことを最初の英文著書“A Mustard-Seed in Japan”に記している。⁽⁴⁷⁾（拙訳による）

君の赴任する近江の地方というのは、日本の内陸にあり、山脈によって囲まれた、他と切離された土地なのだ。外部との接触から隔離され、保守的で外国のミッションには決して教化されたことがない。しかもたんに伝道の処女地というばかりではなく、昔からの強力な仏教の勢力地帯なのだ。一般の人々は、僧侶に左右されていて、君らには近づくこともできないだろうし、一方、君の学校の生徒や教師たちは、教育を受けているから、仏教の迷信的な所からは脱け出している代りに、神などは分らない存在だと

する不可知論か、正面切って宗教に反対するかどちらかだよ。君の伝道のためには何も準備されておらず、すべてが反対の立場になつてゐる。七五万の県民はすべて君自身にかゝつてゐる。こんな状態だから君がもし二年以内に、伝道の分野で何の結果も得られなかつたとしても、氣落ちしてはいけなだよ。

以上、見て来たようなきびしい反キリスト教的な近江の風土で、ヴォーリズが画期的な伝道の成功を収めたのは何によつてであらうか。ヴォーリズ自身の見解によれば、右に述べたような不安な氣持で八幡へ来てみると、「船中での祈り」に應えて彼を助けるべきクリスチャンの青年教師官本文次郎が与えられたし、この地にも細々ながら教会があることも知つた。そして先任外国人教師たちが小さいながらバイブルクラスを開いていたことも分つた。これらはすべて思いにまさる恵みであつたし、彼自身も生徒たちと余り年令の差のない若さを持ち、Y・M・C・Aで身につけた、生徒たちと共に遊びながら、生活を通して教化していくやり方で、この保守的な田舎町の少年たちの心を捉え、開かせたのであつた。ヴォーリズはピューリタンらしく、これらに加えて自分が「神の道具」として用いられたからであると言ふことを忘れなかつたが、それは決して建前論ではなかつた。彼は生涯そのことをつとめ、その故にこそ晩年、自らを「失敗者」と呼ぶ苦しみ⁽⁴⁸⁾を味わつたのだと思われる。

さて、このような伝道上の成功が生徒たちや町の人々にすべて歓迎された訳ではない。むしろ校内では反キリスト教の生徒たちが中心となり、町内の仏教寺院に京都からの派遣僧を招いて「仏教青年会」(Y・M・B・A)を結成し、⁽⁴⁹⁾仏教講演会を開くなどして対抗し、他方、国粹主義的な反動も叫ばれ出したのである。さらに伊香賀矢六校長は、愛児を失つたことから仏教に帰依するようになり、一部の生徒を伴つて木部錦織寺法主のもとに聴聞に出かけたりするに至つてゐる。⁽⁵⁰⁾

明治三九年も後半に入ると、こうして周囲の状況は、ヴォーリズにとってかなりきびしいものとなつていつたのである。

(2) 生徒間の暴力事件と県議会をめぐる動き

一九〇六年（明治三九）一月下旬、滋賀県々立商業学校で、本科三年嵯峨瀬民次、大谷豊太郎を主謀者とする同級生のほとんどが下級生四名を雨天体操場に連れ込んで殴打、負傷させる事件が発生した。⁽⁶¹⁾それは戦前の旧制中学校では時折見られたように、上級生が生意気な下級生を制裁するという単なる示威的暴力事件であつたが、一部勢力の煽動により地方新聞がこれを仏教対邪蘇教の抗争の如くに報道し、県としても問題とするに至つたのである。

学校側は調査の上、首謀者二名の退学を含む三年生四二名全員のきびしい処分を行つたが、ヴォーリズらはむしろこれら処分生徒の救済と更生のために力を尽したのであつた。当時同校三年生として事件の渦中にいた井上（吉田）悦蔵の「近江の兄弟」によると、この処分後しばらくして「近江新報」という地方紙に「滋賀県商業学校殴打事件真相」と題する投書が掲載されたといふ。⁽⁶²⁾

前略……抑々我国は皇祖皇宗の御遺訓ありて教育の方針は独り小学校のみならずは大学に至る迄教育勅語の御精神に基づかざるべからず、然るに宗教的ならざる本県商業学校に於て、宗教の力により生徒を訓誨するの教師あるとは奇怪千万なりと云ふべし。我國憲法に於て信仰の自由は許されるを以て、教師自身己が信せる宗教を信するのは我輩の敢て容喙する所に非ずと雖も教師自身が信するの故を以て之れを我が教育する生徒に及ぼすは我国に於て教師の徳義上許さざる所なりとす。法令上注意する所もありしか？（往年教育と宗教の衝突論議者の問題となりしことあり）中等程度の学生たるや未だ意志の柔弱なるを以て教師たるもの之を宗教に引き入るはいと易きことと云ふべし。我輩は此の時代の生徒に宗教を信せしむるは大に心身の発達上害ありと信す。殊に商業家の子弟を教育するに於てをや。父兄も亦我子弟を此校に入学せしむるはヤソ教信者を作るに非ずして他日社会に出て敏活な

る商業家を作る目的たるや明らけし。

今回の事件たるや其原因邪蘇排斥より起りたるものなるに、之が局に当るもの其原因の討究をなさずして単に少年の血気に出てしものと看過し、以上論ずるが如き職員間に（職員間にも両派ありと云ふ）軋轢を生じ、今後同校の一大紛擾を来すこと明なり。我輩大に杞憂す。希くば当局者たるもの大に同校教育の刷新を図り事を未発に防がんことを。

この投書の言わんとするところは、要するにこの事件は、邪蘇派と非邪蘇派の対立から起った事件であり、しかも処分が非邪蘇派に甚だ不公平である、とした上で、右のような宗教と教育についての批判を試みる点にあった。これは当時の宗教、特にキリスト教と教育の関係について相当の見識を持った宗教家、しかもキリスト教に反対の立場にある者が書いたとみなされるが、このような理論的攻撃は別として、内容的にはとりあえず当時の国民大方の意向を代弁したのと言えよう。

これらのいわば排邪的な世間の動向は、やがてヴォーリス個人に対する誹謗中傷へと発展し、彼への風当たりが次第に強くなっていった。ここに、近頃発見された、京都 Y・M・C・A 主事フェルプス (G. S. Phelps) からヴォーリス宛てたその事を予測するような注目すべき手紙がある。それは一九〇五年（明治三八）十二月二〇日付であり、同年十月六日の商業学校 Y・M・C・A 結成の成功で自信に満ちていたであろうヴォーリスに対する忠告とも受取れる内容を含んでいる手紙である。その部分は次のように述べている。

"But please do not waste effort at this time in trying to bring all the associations to that standard. There are a good many men in the work who are as keen on these points as you and I are but they do not all see as we do perhaps. (中略) You are not the first one that has advocated a more radical stand. Others too have wished for deeper impressions in this line but they have realized, as you will, that there are many currents running in Japanese life which

we must take into account. It is because things are different here that we do not try every thing that would work at home. (下線筆者)

要するに、日本には様々な生き方があるのだから、余りにも急激に、皆を同じ高い水準に持っていくこうとするなどという忠告であり、さすが永年日本に住んでよく事情に通じた者の言葉である。フェルプスはヴォーリスの来幡、翌々日の二月四日には早くも彼を訪ね、また二月一日にはヴォーリスが京都へ出かけてフェルプス宅に泊っている。フェルプスはY・M・C・A設立について終始指導し、十月六日には商業学校でY・M・C・A幹事ヘルム、吉崎彦一と共に講話を行って⁽⁶⁴⁾ヴォーリスのY・M・C・A運動を支援する働きを行っている。このフェルプスの忠告からちやうど一ヶ月後、前記の生徒暴力事件が発生し、ヴォーリスの前途に暗雲がただよい始めたことは先述の通りである。

ところが、暴力事件から十ヶ月を経た明治三十九年十二月一日の県議会において県立学校の予算案を審議中、六番(松本卯吉)議員から、商業学校における殴打事件は「生徒間ニ於ケル宗教ノ争ヒカラ起因シテ居ルカノヤウニ聞キ及ンデ居」るが、との質問がなされ、参与三番(眞属今井兼寛)が、以下のように解答する場面が出来(しゅったい)した⁽⁶⁵⁾。

「……此起リハ取調べマシタ結果、決シテ宗教上カラ来タノデハゴザイマセヌノデ、其当時「ボリス」ナルモノガ宗教ヲ離レテ「ばいぶる」が最も英文中デノ、英文デ非常ナル宜イ文章デアルカラ、其「ばいぶる」ノ文章ニ就テ有志ノ生徒ニ時間外ニ話ヲシタコトガアリマス、ソコデ「ばいぶる」ノ講釈ヲシタノガ今ノ殴打事件ノ際デアリマシタカラ其当時生徒間テ殴打シタト云フ行為ニ世人ガ聯想致シマシテ是ハ必ズ宗教上ノコトカラ来タノデアラウト云フコトデゴザイマシタガ、此殴打シタ生徒ハ随分学校ニ於キマシテハ豫子テ品行ノ宜シクナイモノデアリマシタノデ、其者ガ下級生ノ或者ニ対シテ生意気デアルトカ、或ハ上級生ノ云フコトニ従ハナイトカ云フヤウナコトカラ無分別ヲ遣ツタノデゴザイマス、夫ハ申シタ通り宗教上カラ起因シタモノデハゴザイマセヌ

デスカラ、左様御承知ヲ請ヒマス。

(滋賀県会速記録第四号、明治三十九年通常)

これまで、ヴォーリスは、県議会で問題となり解職されたと一般に信じられていたが、この速記録によって、問題にとりあげられたことは事実であるが、それによって解任されたのではないことが明らかとなった。しかし後に述べるように、議会の問題とするように仕向けた人々がいたことは事実だと思われる。

要するに彼を解任しようとする動きは、明治三十九年十二月の前記県議会の頃から始つたのではなく、一月の生徒暴力事件の前後からすでに始つていたと見るのが至当であろう。何故なら、ヴォーリス自身、同年二月から三月にかけて健康を害した上に、新聞に出た個人的中傷⁵⁸やキリスト教運動の進展によって校内職員会議でも問題となり、四月からの契約が打ち切られるのではないかと心配して⁵⁹いた事実があるからである。

(3) 解任事件の真相解明

ヴォーリスの著作、*"A Mustard-Seed in Japan"* (前出)によれば、彼は前記の地方新聞の煽動も、県議会での問題も、仏教勢力が背後にあり、アメリカ人教師が個人的な宗教的信念を持つことが許されるか否かということまでが政治的係争 (a Political issue) になるとは、と驚き⁶⁰、県の教育・宗教担当書記官に大津へ呼び出された話を紹介している。⁶¹ (筆者要訳)

「その事務官は、私(記者注、ヴォーリスのこと。以下同じ)に対して、商業学校の浮沈に関わり得る程の有力者の反対があることを説明し、嵐が静まるまで暫らく伝道活動をやめるようにと忠告したが、私は、このような問題は解決すべきことであつて、やめる「ふり」をすることなどできないと答えた。その役人は再び私を呼び、個人的な同情を

示しながら、自分が良いように力になってあげるし、必ず好ましい解決ができると確信している、と述べた。ところがしばらくして、彼は手紙をよこし、驚いたことに、回りくどい言い方で私に多額の借金を申込んで来たのである。しかも彼の立場が危くならないように隠密にせよとも書いて来た。私には余分の金もないし、金で前途を好転させようとも思わない。このように私の窮状を卑劣に利用しようとした彼の手紙は保存している。彼は決して賄賂的な意図はなかったと否定しているが、私はその「借金」申入れを拒絶した途端、彼は敵側に廻ったのである。それから間もなく、県議会に、商業学校が私を解任しない限り、その学校予算を削減するという提案が出されたのである。

この書記官の職務権限と賄賂性、つまり、このような悪徳役人がどの程度議会での提案質問に影響を持ったのかは今の所不明だが、先述のように、少くとも議会では決定的な力にはなり得なかった。しかしこれが間接的に伊香賀校長に影響を及ぼし、左に述べるヴォーリスとのやりとりとなって、結局彼に辞任を迫ることになったのである。⁽²⁾

この部分は双方の主張がまわめて生き生きと再現されており、事件の真相説明に役立つと思われるので、まず原文で紹介することにした。(下線筆者)

"The principal seemed surprised that I could not accept such terms: that I considered the work of character-building more important than that of imparting English idioms. And when I had made that definite, he urged me to resign from the school, to avoid the embarrassment of discharge. But this, also, I could not do: since I felt a principle was at stake, If I should resign, the matter would end quietly, instead of supplying a "test-case" as to whether teachers hire out their souls, as well as their time and energies for certain specified work. And this was not so slight a question as

it might seem, since the Y. M. C. A. at Tokyo was continually being asked to nominate American college men as English teachers for government schools in various parts of the Empire.

Therefore, the inevitable occurred, and at the end of my second year's contract, I was informed that no new contract could be made. I asked for, and received, a signed statement from the principal, which definitely stated that the cause of my dismissal was my influencing the students toward Christianity. It read:—

"To whom it may concern:

"This is to certify that Mr. William Merrill Vorles has been a teacher of English in the Shiga Ken Prefectural Commercial School since February, 1905, and that his instruction and discipline have been entirely satisfactory. His dismissal is due to the objections of citizens of this Ken, most of whom are Buddhists, to his teaching the Bible and influencing the students toward Christianity.

'Signed' Y. I.,

"Principal"

これによって明らかのように、伊香賀校長は、ヴォーリスの英語教師としての職務にはきわめて満足です。すでに昇給さえ決めていたのであったが、この紛糾した事態に困り抜き、彼が一切のキリスト教活動を放棄することによって、ライバルクラスや Y・M・C・A を解散することが彼の将来にとって最善であることを説得したようである。しかも建築中の Y・M・C・A は学校が買取ってもよい、とまで申出ている。しかしヴォーリスはそれらをきゝ入れず、生徒の人

格形成の方が英語のイデオムを教えることなどよりどれだけ大切かを説き、校長を驚かせた。ここにヴォーリズの教育観の真髓が表出しているのを見る。そこで校長は解雇から生じるトラブルを避けるために彼に「辞任」を要求する。これは権力者が自己保身のために使う常套手段であるが、ヴォーリズは、もし自分が「辞任」すれば事態は静謐に終結するかも知れないが、教師はその仕事のために時間とエネルギーだけでなく「魂」(soul)までも売るといって「テストケース」を提供することになる、と考えてそれをこわった。今なお、続いてアメリカの大学生を日本各地の公立学校に英語教師として推薦するよう求められている東京Y・M・C・Aのことを考えると、これはそう軽い問題ではなかったからである。

結局、学年の終りに当って、ヴォーリズは契約更新はしないという通告を受けることになる。先に解明した「Memorandum of Agreement」の第九条及び第十一条によって、合法的に解任が行われた、ということになる。これがヴォーリズの教師解任事件の真相である。そこでヴォーリズは校長に請求して、彼の「解任」は、生徒へのキリスト教化のためであるという証明書を書かせた。教師として失格したのではなく、免職はキリスト教化のためであるという主張は、本来の彼の来日目的から見て、形を失って実をとったと言うべきであろうか。ここにはヴォーリズの青年らしい気負いが感じられるが、内心の失望落胆と不安とは察するに余りあるものがある。明治四〇年三月二五日に行われた第二四回卒業証書授与式当日の写真に見る彼の表情が雄弁にそれを物語っている。

なお解任後、これに憤慨した近江八幡教会大橋五男牧師が「基督教世界」に投書した一文は、当時のひっ迫した状況とヴォーリズの心境をよく示しており、これまで述べて来たところを傍証するものとして同教会「七十五年史」から転載しておきたい。

去る三月三日の日曜日午後、同商業学校学生青年会例会を、ヴォリス氏宅に開く。予の講演を終へ、諸般の協議をなし、まさに散会せんとする時、ヴォリス氏起ちて教言を述べられる。態度沈静語り出て曰く、

予は本日をして当学校の教師たることを解かるべし。然れども是決して突然の出来事にあらず。去年の末桌の当局者より交渉あり。曰く、君もし学生間に聖書を教ゆることを廃せば、来年度も尚在職継続の周旋をなさんと。この時既に問題は決せられたるなり、予答へて曰く、残念ながら廃することを得ずと。然れども予は誰にもこの事を語らざりしなり。ヴォリス氏更に語を継いで曰く、

かねて建築中なる当青年会館もすでに落成したれば、従前より多少働きよき点もあらん。而して予は今此の地を去るに忍びず。因て予は此の地をホームとなし、書籍も家具も一切此の地に留め置き、唯幾分の生計費を得るため、毎週数時間他の学校に勤めて、依然此の青年会の為めに尽さんとす。予は、自ら顧みて余り多く過失ありとも思はず、従つて此の地を立のくの要あるを見ず。又一昨年来我等の生徒にして斯教を信じたるため、学校内は勿論、その家庭において大いなる迫害を受けつつ今に至るまで良き信仰の戦を戦ひつつある多し。予は今彼等の跡を追はんと思ふなり。而して我等信徒の世にあるや、名譽金錢地位の為めに生活するにあらずして、主義のために立ち、確信によりて動く者なることを表明せんと欲するなり。予が斯く曰ふは、決して一片の怨恨を当局者に対して抱くにあらず。彼らは知らずして為せるなり。我等は忍びて主の御業につとめ、此の滋賀県にクリスチャンの充満するまで働きてやまざらんことを欲するなり。

その声、頗る隠静なるも、一座その義氣の凜乎たるに動かされ、我知らず暗涙にむせびたり。ああ、君が此の地に來任せしより僅かに二星霜。三十歳に満たぬ壯年の士、しかもその人格の感化の大なりしこと世既に知る者や知る。今や氏は単にその自宅において聖書を教ゆるの故を以てその任を解かる。是あに地方の小事ならんや。信教の自由は我が邦憲法の明示する所。かくては立憲の大義果して何処にありや、吾人迷ひなきを得ざるなり。昔はクラーク氏札幌農学校に教鞭をとり、その徳実は全校に及び、その信活きて幾多の人材を造りたりき。今や我が校またこの偉人を有し、その感化の深大なる蓋し思ひ半ばに過ぐるものあり。既に出せる十数名の卒業生はみな熱心なる信仰を抱きて、或は内地に或は海外に主の栄光をあらはしつたり。而して今この師を失ふ。頑迷の徒その局に当り、教育の大本を誤り、人道の大義を破る、一にここに至る。あに慨歎に堪ゆべけんや。しかもヴォリス

氏は一言の怨声を発せず。飽くまでクリスチャン紳士の体面を保ちて従容として善後の謀をなす。その高風誠に羨慕すべきなり。予此の席に列して感慨禁ずる能はず。敢て事の概略を記して我が党の士に告ぐること然り。(三月四日記)(一部文字訂正)。

六、おわりに

以上、教師時代のヴォーリスの生活と行動の軌跡を実証資料に基いて解明して来たが、この研究を通じて今回、新たに明らかにできた点を整理してみたい。それは

- (1) 「青年会英語教師」の協約と、そこに見られる「青年会教師」像の輪郭を明らかにしたこと。
- (2) ヴォーリス在职当時の滋賀県々立商業学校の状況分析を通じて、ヴォーリスの教師としての身分契約とその内容、及び彼の教師像を解明したこと。

(3) 教師解任事件の真相に迫り、史料に基いた解明と合理的解釈を試みたこと。
の三点である。この際考えられる遺された問題は「青年会英語教師」としての協約と「商業学校教師」としての契約との相互の関係であるが、これについてはやはり後者を優先して考えるべきであると思われる。後者に基いてヴォーリスが解任されたとき、前者は彼を支える何等の手だてともなり得なかったからである。

ヴォーリスは一九〇七年(明治四〇)三月末を以て教師の職を去った。彼が亡友ハーバート・アンドリュウスの母親を始め、多くの友人や篤志家からの献金と、彼自身の給料から積立てて用意した三千四百余円をつぎ込んでようやく完成した「八幡基督教青年会館」(Herbert Andrews Memorial Y. M. C. A.)の竣工式が盛大に行われた二月一〇日から、わずか一ヶ月半後のことであった。

この年三月一日発刊の「開拓者」は当時のヴォーリズらの苦闘を次のように報じている。⁽⁸⁸⁾

滋賀県立商業学校八幡基督教青年会

目下当青年会に準会員十人を有し正会員八人を保ち創立第二年の危険なる橋梁を最早通過し神恩の下専ら教師ヴォーリズ氏の力により米人の同情を得て立派なる青年会館を建築し、去る十日献堂式を挙行するの運に至れり、然れども元来近江の土地は仏教の根深くしかも近江商人の商人根性は青年会に対する迫害となり或は無根の悪評を伝へられ、昨年度は収獲なかりしも本年は会館も出来たれば会員一同努力して主の王国を拓めんと決心す、準会員梶野君は去る十日正会員となる、これ三十八年後期以来初めての収獲なり。

注

- (1) 拙稿「W・M・ヴォーリズの思想構造」ならびに「W・M・ヴォーリズの経済思想」(『キリスト教社会問題研究』第三〇号、第三二号、同志社大学人文科学研究所、一九八二年、八三年)。
- (2) 前掲「思想構造」論文、三二八ページ。
- (3) 同論文三三二ページ。
- (4) この「三条件」は、のちのヴォーリズ解任事件と関連する面もあるので再録する。
- (5) 彼は一九八八年(明治三一)北米Y・M・C・Aジョン・R・モットの要請により、日本の学生Y・M・C・A同盟を指導援助するため来日した名誉主事であり、その職務には Association Teachers の指導も含まれていた。
- (6) 奈良常五郎『日本Y・M・C・A史』(日本Y・M・C・A同盟、昭和三四年)三三三ページ以下。
- (7) 同書、四二二ページ。
- (8) 一柳米来留『失敗者の自叙伝』(近江兄弟社湖声社、一九七〇年、一九八〇年再刊)八九ページ以下。
- (9) 川上卯治郎『八幡商業五十五年史』(滋賀県立八幡商業学校創立五十周年記念会、昭和十六年)二六七ページ。及び一二六一七ページ。なお本校は明治一九年三月九日「滋賀県商業学校」として設置されたが、明治三四年六月八日、滋賀

- (1) 日本語の知識なしに英語教授の機会が与えられる。
- (2) 授業以外の時間でも、もし生徒が希望するならば、自由に聖書を教えてよい。
- (3) 旅費は支給されないが、それを誰かに立替えて貰えば、支給されるサラリーによって適当な時期にそれを取戻せば

- 県告示第四百十二号を以て「滋賀県立商業学校」と改称され、さらに明治四一年三月二日、同告示第六十五号を以て「滋賀県立八幡商業学校」と改められた。
- 川上卯治郎『本校諸規則及び統計並に図表』（滋賀県立八幡商業学校、昭和十六年）八五ページ、一〇四ページ。
- (10) 近江尚商会『八商』八復刊号（昭和三年）一二ページ。
- (11) 川上、『本校諸規則』（前出）現職員要録、一一ページ。
- (12) 一柳『失敗者の自叙伝』（前出）一七二、一七五―一六ページ。
- (13) 川上『本校諸規則』（前出）一一ページ。
- (14) 川上『五十五年史』（前出）二五六ページ。
- (15) 川上『本校諸規則』（前出）一八六―一八ページ。
- (16) 同書、一八一ページ。
- (17) 明治三十九年『滋賀県会決議録』（滋賀県）
- (18) 川上『五十五年史』（前出）八四ページ。
- (19) 川上『本校諸規則』（前出）三三ページ。
- (20) 同書、八六ページ。
- (21) 同書、一八五ページ。
- (22) 同書、一〇五ページ。
- (23) 近江尚商会『八商』（前出）三九ページ。
- (24) 同書、四一ページ。
- (25) 同書、三五ページ。
- (26) 同書、三四ページ。
- (27) 川上『本校諸規則』（前出）一六四―一五ページ。
- (28) 滋賀県立彦根中学校同窓会『彦中五十年史』（滋賀県立彦根中学校同窓会、昭和二年）資料八―九ページ。
- (29) 川上『五十五年史』（前出）一八三―一四ページ。
- (30) 同書、一八六―七ページ。
- (31) 同書、一八四―六ページ。
- (32) 財団法人近江兄弟社、一柳記念館所蔵。
- (33) 川上『本校諸規則』（前出）一三七―一四〇ページ。
- (34) "Roll and Grade Book in English" April 10, 1905 to July 12, 財団法人近江兄弟社、一柳記念館所蔵。
- (35) 一柳『失敗者の自叙伝』（前出）九六―七ページ。
Wm. Merrell Vories, "A Mustard Seed in Japan" (1911) p.p.1-3
- (36) 一柳、同書、一二七ページ。
- (37) 近江尚商会、前掲書、二二四ページ。
"Memories of 'Hasso' in 1905-1907, by Merrell Vories Hitotsuyanagi"
- (38) 一柳、前掲書、一七九ページ。
- (39) C・カーゼルマン・玉井成光訳『教師のタイプ』（早稲田大学出版部、昭和五六年）Christian Caselmann, "Wesenformen des Lehrers; Versuch einer Typenlehre" H11-1-1
一〇三―一〇四ページ。

- (40) 近江尚商会、前掲書、三四ページ。
- (41) Wm. Merrell Vories, "My Dear Friends" Hachiman, Oni, Japan, October, 1906, p.3
- (42) *ibid.* p.4
- (43) 徳永真一郎『滋賀県人』(新人物往来社、昭和五十一年) 九ページ。
- (44) 小倉栄一郎『近江商人の系譜』(日本経済新聞社、昭和五十五年) 九三—四ページ。
- (45) 福尾猛市郎『滋賀県八幡町史』(清文堂出版、昭和十五年)
- (46) 川上『五十五年史』(前出) 二五九—二六四ページ。
- (47) Wm. Merrell Vories, *op. cit.*, p.p. 4—5
- (48) 一柳『失敗者の自叙伝』(前出) 四ページ。
- (49) 吉田悦蔵『近江の兄弟』(近江兄弟社、昭和四四年) 五六—六ページ。
- (50) 近江尚商会『八商』(前出) 三八ページ。
- (51) 吉田、前掲書四四—六ページ。
- (52) 同書、五〇—五二ページ。
- (53) G. S. Phelps, "My dear Vories :— (IMADEGAWA—DORI, KYOTO, JAPAN, December 20, 1905)
- (54) 滋賀県立八幡商業学校『年表』(近江尚商会、昭和十六年) 甲二七ページ。
- (55) 滋賀県議会速記録第四号。(明治三十九年通常)
- (56) 一柳、前掲書、一九五—六ページ。
- (57) 同書、一九七—八ページ。
- (58) Wm. Merrell Vories, "A Mustard-Seed in Japan" (1911) p.p. 35—6
- (59) *ibid.* p.p. 36—7,
- (60) *ibid.* p.p. 37—9,
- (61) 財団法人近江兄弟社、一柳記念館所蔵。
- (62) 近江八幡教会75年史編集委員会『近江八幡教会七十五年史』(近江八幡教会、昭和五二年) 三三—五ページ。
- (63) 日本基督教青年会同盟『開拓者』(THE PIONEER. 1907) 五五ページ。